

議案第223号

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、通院に係る子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(福岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(児童のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した認定対象者にあつては、入院に係るものに限る。)」を削り、同項ただし書中「につき次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額」を「ごとに1月につき500円」に、「当該各号に定める額に」を「500円に」に改め、同項各号を削る。

(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「800円」の次に「(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者にあつては、1月につき500円)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例及び第2条の規定による改正

後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。